

第73回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和5年5月30日(火) 16:00~17:30

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、
西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員
(以上8名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 田中 康之 相互接続推進部長
井上 暁彦 経営企画部 営業企画部門長
西日本電信電話株式会社 藤本 誠 経営企画部 営業企画部門長
木下 雅樹 設備本部 相互接続推進部 制度
料金部門長
KDDI株式会社 関田 賢太郎 相互接続部長
橋本 雅人 相互接続部 副部長
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 部長
小林 一文 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 アクセス相互接続課 課長
南川 英之 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 担当部長
斉藤 光成 渉外本部 通信サービス統括部 課長
一般社団法人テレコムサービス協会
佐々木 太志 MVNO委員会 委員長
三宅 義弘 MVNO委員会 運営分科会副主査
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
立石 聡明 副会長
小畑 至弘 常任理事

一般社団法人 I P o E 協議会

石田 慶樹 理事長

外山 勝保 副理事長

株式会社 N T T ドコモ 大橋 一登 経営企画部 料金企画室長

下隅 尚志 経営企画部 接続推進室長

(3) 総務省

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総務課長、
飯村事業政策課長、片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、
永井料金サービス課課長補佐、前田料金サービス課課長補佐、
柴田料金サービス課課長補佐

■ 議事概要

- 着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する論点整理②
 - ・ 事務局より、資料73-1について説明が行われた後、質疑が行われた。
- モバイル接続料の原価抽出プロセスに関する現状整理
 - ・ 事務局より、資料73-2について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する論点整理
 - ・ 事務局より、資料73-3について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更認可申請等について（将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等）
 - ・ 事務局より、資料73-4について説明が行われた後、質疑が行われた。

■ 議事模様

○ 着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する論点整理②

【辻座長】 それでは議事を開始いたします。

本日、最初の議題は、「着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する論点整理②」であります。本件は、第70回会合までの議論及び会合後の各事業者に対する追加質問への回答を踏まえ、事務局にて再度論点を整理していただきました。その内容につきまして、事務局から御説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まずは事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局より資料73-1に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。これまでの議論と追加質問への回答を踏まえて、かなり論点が整理されてきたと思います。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問のある構成員の方はお知らせいただけますでしょうか。それでは、佐藤構成員からお願いいたします。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。佐藤です。全体的に整理いただいておりますが、まずは気になったところだけ申し上げます。

まず、7ページ目以降で、小規模事業者から様々な心配事が示されていますが、音声通信市場は今、そういった懸念が生じうる市場であるということかと思っておりますので、こういった事業者の懸念に関しては、総務省として、問題を緩和できるような条件の整備・準備をしていただきたいと思います。そういった準備・整備をしながら、合意の下でビル&キープ方式を選択可能にするという今回の提案に関しては理解できます。

また、9ページ目以降で整理されていますが、ビル&キープ方式を選択可能とすることが公正競争に与える効果、つまり競争上のメリットを聞いたところ、NTTドコモさんから、ビル&キープ方式を導入できれば、ネットワークコストの削減効果をユーザーに還元すると書いていただいております。政策としてビル&キープ方式等を入れていく、その効果というのは、どの企業が得をするか・損をするかではなく、やはり、最終的に競争に寄与し、あるいは利用者の利益に還元できるかということだと思っておりますので、そういう意識で、私としては、NTTドコモさんの答えを評価したいと思います。

そういう意味では、これからビル&キープ方式が部分的に導入された後、ここで示されたようなこと、つまり、何らかの競争のメリットが生じているか、ユーザーに利益が還元されていくかどうかについては、注視していくべきだと思います。

加えて、トラヒック・ポンピングに関しては、5ページ目で電気通信事業法上の考え方を示していただいて、改善が期待できる場所だと思いますが、これでどこまで改善が進むか心配ですので、定期的に定点観測していただきたいと思います。例えばFCCの定義を使うなどすれば、疑いのある事業者の洗い出し、被害額の推計等も可能かと思っておりますので、そういった調査を定期的を実施し、この問題が早急に改善するよう見守っていく必要があると思います。

最後に質問になりますが、3ページ目の左下において、収入減を軽減するための回収メカニズムの設定についていくつか書かれていますが、これはどのような問題に、どのように対応しようとしたものなのか。お分かりであれば、説明いただきたいと思います。

以上です。

【辻座長】 それでは、事務局からお答えください。

【柴田料金サービス課課長補佐】 今、御質問のありました点については、ビル&キープ方式を導入すると、事業者にとっては接続料収入を得られないということになりますので、それに対して、米国では、利用者から月額費用を取ることを許可しているという趣旨のものです。また、利用者から回収できない部分について、ブロードバンド普及を目的とした基金から援助が出るという仕組みも導入され、こうしたことによって、事業者の収入減への対応がなされたということであると認識しております。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。もともと、地方のLEC等では着信接続料が高く、着信料でコスト回収ができなくなると事業が非常に厳しい状況になるので、ユーザーから取るという言い方をされたようですが、そのユーザーというのは、他地域から電話をかけたユーザーなのか、地域会社のユーザーなのか、誰から取るのかよく分からなかったもので、その点、追加で説明いただけますか。

【柴田料金サービス課課長補佐】 これはLECが固定電話の月額料金に費用を上乗せするものですので、回収するのはLECの自社の利用者となります。

【佐藤構成員】 地域のお客様から取ると理解しました。地域の基本料を上げるのは、非常に厳しい政策的な判断かと思いますが、そういうことも対応として実施されたと理解しました。

以上です。

【辻座長】 大変有益な御質問・御意見をありがとうございました。

それでは、西村暢史構成員からお手が挙がっておりますので、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。御説明ありがとうございました。丁寧なまとめていただき、また、追加情報も詳細に御説明いただきありがとうございます。

私からは、簡単なコメントが2つございます。1つ目は諸外国の状況をざっと確認させていただいても、ビル&キープ方式というのが世界全般に広がっているというわけでもなく、ビル&キープ方式を導入する上においても、様々な事前の工夫について議論がなされていたということが確認できるかと思えます。

加えて、2点目でございますが、7ページ目以降の指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能性について、先ほどの佐藤先生の御指摘にもありましたとおり、小規模事業者の懸念事項とともに、指定設備設置事業者の間においても、少し距離感がある意見が

確認できておりますので、いかに意見をまとめていくか、今後議論を行っていったければと考えております。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、酒井構成員お願いいたします。

【酒井構成員】 全事業者においてビル&キープ方式が導入されると、おそらく接続料を計算するコストが一切なくなり、そういう意味で無駄なコストはなくなるような気がしますが、一方、様々な御提案の中で、指定設備設置事業者だけで導入する、希望する事業者2者間でビル&キープ方式を導入するという方策もありました。例えば一部の事業者間でビル&キープ方式が採用されて、残り幾つかは残るといった話になったときに、このコスト減少効果というのはそう多くないと思ってよろしいのでしょうか。それとも、それでもかなりコスト減少効果があると思ってよろしいのでしょうか。

【辻座長】 それでは、事務局から御回答をお願いいたします。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。やはり一部でも残った場合においては、接続料を算定する必要は残ってまいりますので、その点については全面的にビル&キープ方式を導入するということに比べますと、与える効果という意味では限定的になってくるかと思えます。

【酒井構成員】 分かりました。

【辻座長】 接続料の算定コストの軽減という点も、佐藤構成員が指摘されたように、一般のユーザーへの還元というところにつながるかと思えます。

それでは続いて、相田構成員お願いいたします。

【相田座長代理】 今回の酒井先生の御質問に関連して、結局、いわゆるサービス呼はなかなかビル&キープにはならないと思いますので、接続料はやはり必ず算定する必要があると思っています。それでも、サービス呼だけの算定となれば、扱うトラフィック量も大分減りますので、それなりにマンパワー削減にはなると事業者から伺っております。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

【酒井構成員】 どうもありがとうございました。有益な情報であります。

【辻座長】 ほかがございませんでしょうか。ないようでしたら、今回が2回目の論点整理でしたので、今後の議論の基礎にしつつ、引き続きまた御意見をいただきたいと思えます。

○ モバイル接続料の原価抽出プロセスに関する現状整理

【辻座長】 それでは続きまして、2番目の議題は「モバイル接続料の原価抽出プロセスに関する現状整理」であります。本件につきましては、第71回会合、第72回会合及び会合後に追加的に各事業者へ確認した事項を踏まえて、原価抽出のプロセスについての現状を整理していただきました。その内容につきまして、事務局より御説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局より資料73-2に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問等ございます構成員はお知らせいただいたらと思います。

ただし、資料22ページ目の今後の進め方で説明されましたように、本件の内容は、ほとんど構成員限りの情報になっておりますから、この場で、御意見・御指摘をいただくのが非常に難しい点があるかもしれません。そういう指摘につきましては、会議後に、事務局まで文書にて御送付いただいて、それを基に進めるという形でも結構でございます。

それでは、酒井構成員からお願いいたします。

【酒井構成員】 2ページ目のところで、③については、原則として回線数比又は取扱量比と書いてあって、この取扱量比という言葉が、トラヒック比例部分や呼数比例部分等になると思うのですが、回線数比例部分というのは、どちらかという、通信料金では基本料に入る部分だと思います。ここにはこのように書いてありますが、接続料の原価として、回線数比例部分はどのくらいウエートあるのか、考え方を教えていただきたいです。

【辻座長】 それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

【前田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。詳細につきましては、各社から示されている情報を御確認いただく方がよろしいかと思いますが、一般的に申し上げると、費用のうち、例えば顧客の管理に関するものについてはトラヒックに依存せずに費用がかかってくるという性質のものもありますので、そういった費用について、そのような考え方をいられるということがあると認識しております。

また、今ここで挙げております回線数比・取扱量比については、固定資産の配賦に用いているものでございまして、直接的に費用の配賦で回線数比を用いるべきと言及したものではありませんと御理解いただければと思います。

【酒井構成員】 分かりました。どうもありがとうございました。

【辻座長】 続きまして、相田構成員お願いいたします。

【相田座長代理】 相田でございます。私の質問も、今の御質問に非常に関連しているのですが、取扱量という言葉に関して、音声でも昔からper call、per minuteというような言い方があるわけですが、いわゆるデータプレーン関係の設備の費用に関しては、通るトラフィック量の比率に応じて考えるというのが一番自然だと思う一方で、コントロールプレーン関係の設備、特にモバイルでは移動管理等に用いるようなものについてまで、トラフィック量で配賦するのが適切かどうかについては議論があると思います。今現在、MN O 3者が採っている配賦方法が適切かという話とは別として、適切な配賦の考え方というものがあり得るのであれば、それを採用してもいいと思います。

以上です。

【辻座長】 ただいまの御意見に対して、事務局から何かございますでしょうか。

【前田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。御指摘いただいたとおり思っております。

トラフィック比が事務局から最初に提示した按分方法の案ではありますが、全てがトラフィック比に基づいて配賦されるべきということではなく、一部、今御指摘いただいたような別の理屈で配賦することが適当な部分については、その考え方の合理性をきちんと確認していくということだと思っております。

【辻座長】 ありがとうございました。様々な配賦の仕方については、一定の議論を踏まえた上で、トラフィック比以外のものでも合理性があれば検討していくという趣旨かと思えます。

それでは、最初に申し上げましたように、構成員限りの情報に基づく御指摘については、この場での議論が難しい点もあろうかと思っておりますので、そうした点に触れる質問に関しましては、後日、事務局まで届けていただくようお願いしたいと思います。

○ 固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する論点整理

【辻座長】 それでは、3つ目の議題でございますが、「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係に関する検証に関する論点整理」であります。

本件につきましては、第72回会合にて各事業者からヒアリングした内容を踏まえ、事務局にて論点整理を行っていただきました。その内容につきまして、事務局より御説明をいただき、その後、意見交換を行いたいと思います。それでは、事務局からよろしく願いいたします。

(事務局より資料73-3に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明に対して、御質問等がございます構成員の方は、お知らせいただけますでしょうか。

まず、ソフトバンクから発言の求めがありました。ソフトバンクの伊藤様、どうぞ御発言をお願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今回、論点整理案の中では、市場全体から見て競争が極めて限定的という理由で対象から外すという整理でしたが、その市場の中でビジネスを行っている当事者からすると、このまとめ方は納得しがたいと思っています。当然、そういった一面も見る必要はあるかと思いますが、むしろ重要なのは、機能面及び価格面で十分な代替性を持ったサービスがあるかどうかであり、その点はしっかりと検証していただきたいと思っています。

それが非常に重要な点だと思っていますので、取りまとめに関しては、十分な代替性があるかという点を、当社のサービスだけではなく、NTT東日本・西日本さんが今提供しているサービスも含めて、市場において、そういった代替性を十分に持ったサービスがあるかどうかについて、まとめていく中では整理していただければと思っています。

以上になります。

【辻座長】 ありがとうございました。それでは、相田構成員からお願いいたします。

【相田座長代理】 相田でございます。今、ソフトバンクさんから御発言のあったことも関係しますが、4ページ目だけ読むと、検証対象から除外する積極的理由もあまり書いていないかと思えます。6ページ目には、規制コストの削減効果という言葉も出ていますが、加入電話・ISDNのスタックテストにどれくらいのコストがかかっている、その

コストが競争環境との間の関係でどう検討されたのかということ、少なくとも報告書にはきちんと書いたほうがいいと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、今の2件の御質問・コメントに対して、事務局から何か御回答はございますでしょうか。

【永井料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。今、ソフトバンクさんから御指摘いただきました点につきましても、報告書案を作成する上で考慮いたしたいと思います。特に法人分野の競争について、どう考えていくかという点で御指摘を頂いたと認識しておりますが、その点は我々としてもきちんと考えてまいります。

また、相田先生から御指摘いただきました点につきましてもおっしゃるとおりだと思いますので、報告書案の作成においては、御指摘の点も記載いたしたいと思います。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、今の2点の御指摘については、報告書案を作成いただく際には十分配慮していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更認可申請等について（将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等）

【辻座長】 次は、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更認可申請等について（将来原価方式に基づく令和5年度接続料の改定等）」についてであります。

本件につきましては、NTT東日本・西日本から申請された接続約款の変更認可申請につきまして、事務局より概要を御説明をいただきます。また、同申請にあわせて、加入光ファイバの未利用芯線に関する状況についても報告をいただいていることから、その報告の内容につきましても御説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

（事務局より資料73-4に基づき説明）

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、御質問がございます構成員はお知らせいただきたいと思います。それでは、佐藤構成員からお願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。資料が多く、全体の詳細を見ることができていませんが、気になったところだけ、コメントします。資料の中にも、この会議でもかつて継続的に検討してきたものがあるかと思います。

例えば経済的耐用年数の見直しについて、入力値を入れ替える見直しではなく、かつて、NTT東日本・西日本から、計算方法の見直しを考えますという説明があったと記憶しています。その後、その結論が出ずに、入力値の入替えだけを行っているように思うので、この点もう一度、このままで本当に良いのか、各確率分布関数における過去の数値の変化や安定性等、各確率分布自体の考え方も含めて、もう少し説明できるようにきちんと見直していく必要があるのではないかと思います。この点については、総務省でも、かつての議事録を参照・確認いただければと思います。

光配線区画についても、配線区画をできるだけ見直していこう、広げていこうという議論だったと思います。今回の結果はまだきちんと見ていませんが、この報告だけで全体像が分かるのかどうか疑問があるので、読み直して必要があれば、追加の情報をいただきたいと思います。

未利用芯線についても同様です。総務省の方ではそれなりに改善されていると判断されたと思いますが、これについてもまた見直してみたいと思います。関西の方で最初に取りつたサンプルの対象地区を変えるかどうかという議論もあったと思いますが、その時から何か対象を変えられたのか、これから変えることになっていたのか、かつての議論を少し思い出しながら、改めて必要な議論があれば、情報提供をお願いしたいと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。佐藤構成員からは、様々な過去等の議論のいきさつ等を踏まえて発言がありましたところ、私としても、今言われたものは殆ど関与していましたが、そういった議論もあったなというように思い出しております。全体として、総務省から今の御発言に対して何かございますでしょうか。

【永井料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。それぞれ御指摘いただいた点につきまして、こちらでも過去の経緯等を確認いたしまして、また、必要に応じて、今後も検討していきたいと思っております。御指摘、ありがとうございました。

【佐藤構成員】 よろしくお願ひします。

【辻座長】 確かに今、佐藤構成員が指摘されましたように、以前見たような情報・議論もたくさん出ております。以前は非常に熱心な議論がありましたが、今は考え方が定着したということもあり、あまり議論にならなかったものと思います。他方、確かに佐藤構成員がおっしゃるように、過去のいきさつ等を考えると、改善の余地がある点、改善を考えていくべき点もあるかと思ひます。

そのほかございますでしょうか。これ以上、議論がないようでしたら、この議題はこれまでとさせていただきます。

それでは、いつものように、今回の議題につきまして、追加的な御質問等がございましたら、事務局で取りまとめますので、6月6日までに事務局にお寄せいただければと思ひます。また、先ほど資料73-2の構成員限りのデータについて、別途御意見のある方はお願ひすると申し上げましたが、これも同じ6月5日の締切りでよろしいでしょうか。事務局に確認させていただきます。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。はい、おっしゃるとおりでございます。

【辻座長】 分かりました。それでは、モバイル接続料の原価抽出プロセスに関する状況整理に関するコメントも、6月5日までにお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後に次回の会合につきまして、事務局から御説明をお願ひいたします。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日はありがとうございます。

次回会合の詳細につきましては、別途事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上でございます。よろしくお願ひします。

【辻座長】 それでは、本日の議事はこれをもって終了いたしたいと思ひます。どうもありがとうございます。

以上